

事 務 連 絡
平成 2 1 年 2 月 5 日

各国立大学法人
中期目標・中期計画担当理事 殿

文部科学省高等教育局国立大学法人支援課長
永 山 賀 久

「国立大学法人の組織及び業務全般の見直しに関する視点」について

国立大学法人法第 3 5 条において準用する独立行政法人通則法第 3 5 条において、文部科学大臣は、国立大学法人の中期目標期間終了時に、組織及び業務の全般にわたる検討を行い、所要の措置を講じるものとされています。

これに先立って、今般、国立大学法人の組織及び業務全般の見直しに関し、国立大学法人評価委員会において専門的な観点から議論をいただき、別添資料（「視点」）がとりまとめられましたので送付いたします。

なお、今後、文部科学省において「視点」を踏まえ組織及び業務全般の見直し内容を作成し、6 月を目途に文部科学大臣から各法人にお示しする予定ですので、念のため申し添えます。

【本件連絡先】

文部科学省 高等教育局 国立大学法人支援課
桐生、田中、荒川
0 3 - 5 2 5 3 - 4 1 1 1 （内 3759,3760）